

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十八号

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

施行規則の一部を改正する規則

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームであつて、条例第十一条第一項第三号の生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。